



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

176 道路の区域変更	(道路保全課)..... 1
177 道路の供用開始	( " )..... 1
178 都市計画事業の事業計画の変更認可	(都市政策課)..... 1

## 告 示

### 和歌山県告示第176号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡日高町大字原谷字下垣内212番地先から同町大字原谷字下垣内227番6地先まで	旧	4.92 }	125.06	
同上	新	9.54 }	125.06	
		12.50		

### 和歌山県告示第177号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 井関御坊線

供用開始の区間 日高郡日高町大字原谷字下垣内212番地先から同町大字原谷字下垣内227番6地先まで

供用開始の期日 令和4年2月15日

### 和歌山県告示第178号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可

したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称  
和歌山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
和歌山都市計画公園事業8・5・1号和歌山城公園
- 3 事業施行期間  
自 平成30年4月6日  
至 令和10年3月31日
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし